

韓国憲法思想における「近代経験」

國分 典子

はじめに

朝鮮半島における近代化への道は、1910年に日本の植民地支配に飲み込まれることで、閉ざされることとなった。しかしその一方で、19世紀末に始まる朝鮮⁽¹⁾の開化時代の思想は、愛国啓蒙運動から独立運動へと発展し、戦後の韓国憲法の文脈においてもある程度の思想的継続性を維持していると考えられる。今日の第六共和国憲法が前文で、「悠久なる歴史と伝統に輝くわが大韓民国は、三・一運動に基づいて建立された大韓民国臨時政府の法統と、不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し……」と規定していることは端的にそれを表すものであるといえよう。

今回のこの研究会の総合テーマは、『「近代経験」と法の継受』となっている。このテーマの下で韓国に関する話に期待されているのは、おそらくいわゆるコロニアル・モダニティの問題、すなわち、日本の支配のあり方が韓国の近代化にどのような影響を与えたかという観点から日本的法制度の導入を分析することではないかと思われる。しかしここではむしろ、前述のように戦後の憲法がその理念の継承を明記する植民地支配下での独立運動の動きのほうにスポットを当てたいと考えている。というのも、「近代経験」すなわち「経験」という用語においてまず前提として考えねばならないことは、「経験」の当事者たちが主体的に何を求め、何を得ようとしたのかであろうからである。特に朝鮮半島の場合、すでに植民地時代以前の時期から近代化を目指す改革の動きは生まれており、それが植民地時代の独立運動と一定の思想的連関をもっている。この意味で、独立運動は韓国の「近代経験」を推し量る重要な素材となりうる。かつ、独立運動は、これから見るように、被支配者の側から自立的に起こったものであるにもかかわらず、支配者側のよって立つ基盤、すなわち西洋近代の生んだと考えられるものを基盤としていたという点で、屈折したアジアの状況を端的に表しているとも考えられるのである。

ところで、冒頭で「近代化への道」ということばを使ったが、東アジア地域（ここでは中国・朝鮮半島・日本を指す）において「近代」がどのような意味をもっていたかについて、最初に私見を述べておきたい。周知のように、この地域においては、いわゆる「西洋の衝撃」によって西洋の思想が一気に流入した。ルソー、モンテスキュー、ベンサム、ミル、スペンサー

らの自由主義的な思想が次々に翻訳ないし紹介されていった。しかし、それでは、東アジアにおいて「近代」を特徴づける思想が西洋における「近代」を象徴する思想と同様であるかについては、疑問が残る。無論、西洋の「近代」が何かということ自体、大きな論争のあるテーマではあるが、憲法思想の観点から「近代立憲主義」を念頭に考えるならば、一般には自由主義的な人権思想や社会契約的な国家論がその中心を成していると理解されているとってよいであろう。一方、東アジアにおいても人権論や社会契約論は紹介されはした。だが、それが国家の近代化を促す思想基盤となったかといえ、そうとは言いがたい。西洋において絶対主義的な国家観に対抗する形で登場したこれらの思想は、アジアの状況に必ずしも合致したものではなかった。というのも、国家自体が外圧にさらされてその地位を強化せねばならなかった状況においては、国内の個人の権利も対国家的なものとしてよりも、むしろ国家の自立強化の基盤として考えられたからである。

この研究会でもすでにいくつかの発表で検討されてきたような西洋の「近代」の中身、すなわち西洋社会が中世後期から19世紀頃までの間に、時間をかけて創出し、発展させ、変化させてきたもの、一そのなかでも特にここでは、近代初頭の国家権力強化の問題とその後に見られる市民革命の思想が問題なのであるが、国力増強のための思想と人権思想が、順を追ってではなく融合して採り入れられたところに、東アジアの近代化の特徴がある。そして、その思想的基盤を包括し得る何かがあるとするならば、東アジア三国で重要な意味をもったのは進化論ではないかと、私は考えている⁽²⁾。日本においては、自由民権運動や加藤弘之に代表される保守的な国家論の論者が、いずれも進化論者の理論に注目したことが知られているが、これは中国や朝鮮半島においても同様であった。当時の国際社会のなかで、優勝劣敗や適者生存の法則は、かれらにとっては身をもって理解しやすい理論であり、そうであるがゆえに進化論者の文献が好んで引用されたと考えられる。但し、ここで「進化論」というのは、必ずしも厳密な意味での社会進化論や社会ダーウィニズムを指しているわけではない。「進化」に着眼した発想という程度のものである。進歩、発展といった概念に近いものまでも包含されうる。ただ、共通のメルクマールは、「進化」の先にはよりよいものが誕生するという考えであり、そのモデルは西洋社会であるということであった。ここではこの進化論的発想の導入という論点を伏線として、朝鮮王朝末期の思想からはじめ、植民地時代に作られた大韓民国臨時政府の憲法理念を中心に、植民地支配下の韓国の憲法思想が、韓国の憲法思想史上、どのような位置を占めるものであったかを考察したいと考えている。

1 植民地時代以前の韓国の近代思想基盤

朝鮮王朝末期においては、儒学のなかに実学思想が生まれ、開化派と呼ばれる人々が出てきたことで、近代化の機運が徐々に起こり始めていた。この朝鮮の開化派人士に大きな影響を与えた者の一人が、福澤諭吉であった⁽³⁾。日本には1881年に「紳士遊覧団」という視察の一団が朝鮮政府から派遣されているが、その頃を皮切りに開化派人士が福澤を訪れ、後の甲申政変(1884年)や甲午改革(1894年)の中心になって活躍している⁽⁴⁾。と同時に、かれらは理論的にも福澤の思想に見られるような西洋をモデルとした進歩主義的思想を朝鮮半

島に持ち込むのである。

政治的には、当時はまだ変革状況の背後に、清と日本をそれぞれ後ろ盾にした勢力闘争があった。開化派のなかでも穏健開化派が自らの宗主権を守ろうとする清の洋務派と結び付き、日本の欧化主義に批判的であったのに対し、清の宗主権から独立しようとする急進開化派は、日本との関係を深めて清の介入を抑えようとしたのである。しかし、日清戦争での日本の勝利ののち、東アジアにおける勢力地図は大きく塗り替えられることになった。中国においては洋務運動の限界が認識され、代わって変法自強運動のなかで日本の近代化路線が注目されることになった。他方、朝鮮でも、1895年に高宗が清との宗属関係を廃棄したとする独立誓告文を出し、1897年には朝鮮は国号を「大韓帝国」と改める。国内の勢力争いや葛藤はあるものの、日本側の圧力と開化派の方針が相俟って日本的近代化の方向性は次第に強くなっていった。こうした状況は中国や朝鮮半島から日本への留学生派遣を増やすという効果をもたらしたのであった⁽⁵⁾。

しかし、その後の歴史の流れはこの動きを変化させた。すなわち、国力を増強し、朝鮮半島への介入を強める日本に対して、本国ではもちろん、日本にいる留学生たちも次第に反発を覚えるという状況が生まれるのである。

韓国においては、1905年の第二次日韓協約による保護国化から1910年の日韓併合までの時代は、通常、愛国啓蒙運動の時代と位置づけられている。この時代に留学生や留学から帰国した者たちを中心に、「愛国啓蒙雑誌」と呼ばれる多くの雑誌が出版された。それらの雑誌記事には、西洋の近代的な諸学問・技術の紹介とともに、かれらの政治的主張が示されている。当時の代表的啓蒙団体「大韓自強会」の名称に端的に表されているように、そこで扱われたテーマは、一貫して、優勝劣敗の世界の中で国家の自立自強を図るには何をなすべきかというものであった⁽⁶⁾。

では、こうした主張の根拠づけとして使われた理論は何であったか。西洋や日本の思想家の名前が散見されるなかで、圧倒的に多く名前の上るのが、梁啓超である⁽⁷⁾。梁啓超といえば、変法自強運動を行なった康有為の弟子であり、変法自強運動に失敗して師ともども日本に亡命した人物である。かれは日本で多くの論稿を発表し、その進化論的自強論をより体系化していったのであった⁽⁸⁾。守旧的体制を批判し国家の改革・強化を目指すその理論が、同じ日本に学ぶ韓国人たちにとっても親近感を覚えるものであったことは想像に難くない。が、ここで指摘しておきたいのは、この頃から韓国人たちのモデルとして再び中国が浮かび上がるということである。この後、韓国の自強思想には中国の影響が強くなってゆく。

2 植民地支配下韓国の思想状況—大韓民国臨時政府憲法制定とその基本思想—

(1) 臨時政府成立と憲法制定

さて、1910年の日韓併合により、韓国は自らの国としての存在を失った。周知のように総督府の武断統治、同化政策は表立った言論の自由を厳しく奪っていったが、その反動として、民族主義的な意識がかえって鼓舞されるという側面が現れる。民衆のなかでは隠れた草の根的な民族教育が行なわれるようになってくるとともに、民族運動の国外流出が生じた⁽⁹⁾。特

に地続きのロシア領沿海州や中国には民族運動家たちが多くわたり、次第に運動の拠点を形成していった。3・1独立運動はこうした状況の中で起こる初めての大規模な独立運動である。ウィルソンの「14か条」の提唱や1917年のロシア革命の勃発を背景として、日本の武断統治による不満の鬱積がこれらの世界情勢に呼応して爆発したのがこの運動であったとみることができよう⁽¹⁰⁾。3・1独立運動は、総督府の武断統治からいわゆる文化統治への切り替えを惹起する一方、その精神は海外にも強く波及し、臨時政府設立の機運が高まるのである。

ここで、1919年3月以降の臨時政府設立への動きを簡単に紹介しておく。このとき、各地に3つの臨時政府が設立され、ふたつの臨時政府案が作られていた⁽¹¹⁾。3つの臨時政府とは、沿海州・黒龍州に移住した人々および亡命志士が結成して、ロシアに作られた大韓国民議会、ソウルで結成され全国13道代表からなる国民大会で組織された漢城政府、上海のフランス租界に本国および日本、米国から愛国志士が集まり、結成した上海臨時政府であり、ふたつの臨時政府案とは、天道教系地下政府であろうと推測されている朝鮮民国臨時政府、同じく地下政府とされる新韓民国臨時政府であった。案に終わった後二者については、その内容は明らかではないが、前者三つについては、いずれも3・1独立運動のもとになった独立宣言書にある民族の自由独立精神をさまざまな面で具現しているという点で共通していたし、また政府幹部に名を連ねていた者たちもかなり重複していた⁽¹²⁾。この三つは、まず上海臨時政府が国民議会を吸収、のち、漢城政府と統合してひとつにまとまってゆき、「大韓民国臨時政府」が生まれたのである。

分散した臨時政府が統合されてできた大韓民国臨時政府は、李承晩を大統領とし、その運営は基本的に中国で行なわれた。

1919年9月11日には、臨時政府の下で、大韓民国臨時政府制憲憲法が制定されるが、この憲法は、朝鮮・韓国の歴史上、近代立憲主義的憲法体制を有する初めての憲法であった⁽¹³⁾。臨時政府憲法のモデルとなったのは、中国において憲法制定準備のための法律として作られた1912年の中華民国臨時約法であったといわれている⁽¹⁴⁾。中華民国臨時約法は、アメリカとフランスの政府形態を折衷的に採り入れた大統領制と議院内閣制の混合型とされるが、条文をみると、大韓民国臨時政府憲法には臨時約法と酷似した内容が多く、また構成も類似している⁽¹⁵⁾。

臨時政府憲法は、戦後の憲法で「臨時政府の法統」が継承されることが表明されるに至った⁽¹⁶⁾という点でも、憲政史上、重要な意味をもっているが、ここにもまた中国の影響が見られるのであった。

(2) 三均主義

ところで、この臨時政府憲法に先立って上海の臨時政府は、1919年4月11日に「大韓民国最初の基本法的性格をもつ」とされ、臨時政府憲法のもとにもなったと考えられる大韓民国臨時憲章を起草していた⁽¹⁷⁾。臨時憲章では、第1条で「民主共和制」が謳われ、皇帝の治める「帝国」から共和国家への移行が鮮明に打ち出された。この時点で、日本モデルからの転換はいよいよ明白になったといえる⁽¹⁸⁾。またその第2条では、臨時議政院の決議に基

づいて臨時政府が統治すると定められ、合議体の立法機関としての議政院を設けた点で、他の臨時政府の国家構想とも異なる特徴をもっていた⁽¹⁹⁾。この「臨時議政院」の名称を考え、またこの憲章を起草したのは、議員の一人、趙素昂（1887-1958?）であった。趙素昂は、臨時政府の活動のなかで三均主義と呼ばれる思想を提示し、それを独立運動の基本方針として、この後、臨時政府のイデオロゴ的役割を果たしてゆく。

三均主義とは、端的に言えば、三つの分野の三種類の平等を謳った思想である。つまり、個人間・民族間・国家間の完全な均等と権力・富力・智力の平等（政治・経済・教育）を基本原則とし、これが完全に実現された状態が「世界一家の理想世界」であるとするものであった。憲章と同時に出された臨時政府の政綱では、第一番目に「民族平等 国家平等 及び人類平等の大義を宣伝すること」と書かれ、三均の原型となる思想が示されている⁽²⁰⁾。

趙素昂は、1904年から12年まで皇室留学生として東京に留学し、明治大学法科で学んだ人物である⁽²¹⁾。その間、「大韓興学会」という在日留学生組織を統合する団体を組織しており⁽²²⁾、1913年に中国に亡命、18年までは上海で同済社活動と博達学院を通じて啓蒙的な教育に携わった。1919年に「大韓独立宣言書」を起草し⁽²³⁾、その後、先述の大韓民国臨時憲章を起草しているが、本人によるとこの頃が三均主義の「胚胎期」であった⁽²⁴⁾。三均主義自体は1920年代後半に体系化され⁽²⁵⁾、1941年11月25日に臨時政府が出した「大韓民国建国綱領」で明確に表明されている⁽²⁶⁾。こうして、趙素昂は臨時政府の創設時期から植民地支配からの解放に至るまで長く臨時政府の思想を支える理論家として活躍したのであった。

三均主義は、韓国独自の思想であるといわれており、確かに趙素昂が独自に発展させ、体系化したものである。しかし、社会主義や無政府主義、理気説、檀君神話、等、かなり当時のさまざまな理論を織り交ぜて作ったという印象はぬぐえない⁽²⁷⁾。そのなかでも、明らかに大きな影響を与えていると考えられるのが、孫文の三民主義と康有為の大同思想である。

孫文からの影響に関しては、趙素昂は1904年に日本に留学する際に、ドイツで参事官をしていた兄から『孫文伝』を送られており、それが孫文との出会いだったといわれている。翌1905年に、孫文は東京で「民族・民権・民主」の三大主義を始めて公表し、1906年には、のちに「三民主義と中国の前途」というタイトルで知られるようになる三民主義の内容を具体的に説明した講演を行なっている⁽²⁸⁾。また、趙素昂は、明治大学法科に在学中、1909年からは、国民党要人戴季陶と知り合い、交際するようになった。この戴季陶はかれらとともに新亜同済社を結成したほか、韓国人たちの独立運動をその後、長く支援した人物であったが、民生哲学の立場から三民主義の再解釈に努力した人物として知られている⁽²⁹⁾。こうした状況を通じて、三民主義は趙素昂の思想に浸透していったと考えられる。

孫文は、「三民主義」についての演説の中で、「三民主義」とは「救国」の理論であるとし、「三民主義は、中国の国際的地位の平等、政治的地位の平等、および経済的地位の平等をうながし、中国をしていついつまでも世界に適者生存させるから、それで、三民主義は救国主義だ、というのであります」⁽³⁰⁾としているが、この三つの平等の精神は、若干の修正を加えつつ、ほぼそのまま三均主義に取り込まれている⁽³¹⁾。臨時政府が中国への接近を示す中、

1931年4月に臨時政府が南京の国民会議開催に当たって出した宣言書⁽³²⁾では、趙素昂は三均主義に基づく建国原則があることを打ち出しており、三民主義の軍政時期→訓政時期→憲政開始期という革命遂行段階の理論や「自然淘汰」に基づく政治変革に言及し、それを賛美しつつ中韓の結束を呼びかけて、中国に向けて臨時政府の路線が中国の変革と一体となりうるものであることを強く主張している。さらに、三均主義を明示した前述の1941年の「大韓民国建国綱領」では、国家形成を「復国」期と「建国」期に分け、前者をさらに三つの時期に、後者を四つの時期に区分して説明しているが、ここにも「軍政時期」、「訓政時期」、「憲政時期」に区分する「国民政府建国大綱」⁽³³⁾の影響が窺われるのである⁽³⁴⁾。

一方、孫文以上に趙素昂に影響を与えたといわれているのが、康有為の大同思想である。趙素昂は、日本に留学中、康有為の理論に感化されたようで、日本でかれが主催した愛国啓蒙雑誌『大韓興学报』のなかでも、康有為を紹介し⁽³⁵⁾、民権思想が中国を席卷するであろうと述べている。

康有為は先に述べた変法自強運動の指導者であるが、儒教教育を受けながらも、それに満足することができずに閉じこもって思索にふけり、西洋の自然科学にも目を向けることで新しい儒教解釈を開いて独特の進化思想に発展させた人物である。その解釈には、公羊学が影響を与えている。1896年の著作『孔子改制考』で、康有為は、孔子の『春秋』を公羊学の「据乱」から「升平」へ「升平」から「太平」へと移る三代改制の歴史観として捉えて、孔子の名の下に改革を正当化し、部族国家対立の専制政治→立憲君主制の小康世界→共和政の大同世界という形で政体も君主制から民主制へと変遷すべきであると述べるとともに、自由・平等・博愛が「聖人の道」の本旨であることを主張している⁽³⁶⁾。かれの「三世進化説」、「大同論」は、内実としては、仏教思想などの影響も受けながら、公羊学と西洋の進化論思想を融合させた性格をもっていたと思われる⁽³⁷⁾。「大同書」に示された大同世界の具体的内容としては、

- ① 国界を棄て大地を合する
- ② 級界（階級差）を棄て民族を平等にする
- ③ 種界（人種差）を棄て人類を等しくする
- ④ 形界を棄て独立を保全する
- ⑤ 家界を棄て天民となる
- ⑥ 産界を棄て生業を公有化する
- ⑦ 乱界を棄て太平の治世とする

といったことが挙げられており⁽³⁸⁾、これらの内容は三民主義にも影響を与えたものであったが、三均主義にもその内容はほぼ含まれている。趙素昂は、その「韓国独立党 党義解釈」のなかで、「自我の独立生存を第一に主張し、第二に他人の独立生存を尊重し…各民族の水準が一斉になるならば、はじめて世界一家の最高理念が最後の的に完成されるものである」⁽³⁹⁾と述べているが、こうした世界観は大同思想と極めて近似したものであった。

三均主義が臨時政府の思想的基盤であったとするならば、これら中国の思想的影響を重視する必要があるであろう。

(3) 当時の中国との政治的関係

こうした状況が生まれる背景には単に思想的共鳴だけではなく、当時の韓国をとりまく国際環境があった。臨時憲章にみられるように、臨時政府はパリ講和会議による民族自決主義に基づく独立をめざし、パリ講和会議で独立を承認させ、また国連加盟をも取り付けようとするが、これは失敗した。列強はいずれも積極的な支援は与えず、フランスですら、その市民革命の精神から同情的ではあったものの、上海フランス租界での臨時政府の活動を黙認するにとどまったのである。ソ連は、当初、東方勢力の拡張のためにも韓国の抗日運動を積極的に支援し、臨時政府への資金援助、武器援助も行なったが、1925年に日本がソ連を承認してからは、日本の東北アジア地域での既得利益を承認するようになり、韓国独立運動に対しては沈黙を守るようになった。

中国はといえば、当初、3・1運動後、満州では韓国人による独立運動が活発になっており、その取締りや日本人（＝日本植民地下の韓国人）保護を口実に、日本が中国の主権領域に立ち入るといったケースが出てきていた。こうした主権侵害を避けるために、中国側は独立運動を取り締まる、中国への帰化を勧誘する、韓国人が自己所有の土地を日本人に租借することを禁止する、等の対応に出たのであった。

理論的に見れば、孫文の三民主義中の民族主義は、そもそも民族に一律の自由と平等が与えられるべきであるという立場である。こうした民族主義の理念の下に、1921年11月3日、孫文と会談した臨時政府の國務総理兼外務総長申圭植は、大韓民国臨時政府承認を孫文から引き出し、また中華民国軍事学校に韓国学生を受け入れる旨の約束を取り付けるに至っている⁽⁴⁰⁾。とはいえ、1920年代中盤から満州事変や上海事変により日中関係が悪化したこともあり、韓国に次第に感情的に親近感を示すようになってゆくものの、依然、国民党政府は、基本的に日本との対立を顕在化せず、内政を安定させようという方向性を維持し続けていた。

韓国側からいえば、独立運動は満州事変後、より活発になっていった。また、中国を支援すれば、結果的に独立を獲得できるというもくろみもあり、中国寄りの姿勢を強く示すようになっていっている。しかしながら、中国がこれに答え、中韓の共同意識が形成されるのは、ようやく、1937年、盧溝橋事件による日中戦争の勃発以降のことであった。

こうしてみると、韓国の期待に中国側は十分に答えてきたわけではなかった。それでも、3・1運動当初の理想主義路線では無理だということに気付いた韓国臨時政府が徐々に理想主義から現実主義的政策に軌道修正するなかで、唯一交渉相手となりえたのが中国であったのだ。1940年9月には、国民党の重慶移転に歩を合わせる形で大韓民国臨時政府も重慶へと移転し、国民党との連携の強化を図っている⁽⁴¹⁾。

(4) 小結

以上の政治的および思想的状況は、植民地下の独立運動が、日本の支配に対する反発のなかで自然の流れとして中国へと接近してゆく様子を示している。当初の韓国の国家目標であった初期の福澤諭吉らに学んだ日本的モデルは、独立運動の発展のなかで中国的モデルに

とって代わられた。但し、ここで言及した梁啓超、孫文、康有為はいずれも日本から影響を受けているので、かれらの論の影響を受けた韓国の議論も、間接的にはなおも日本の影響と無縁ではなかったということには、注意を払う必要がある。

さらに重要なことは、かれらの議論の基盤に進化思想があったということである。進化論的思考は福澤諭吉など、朝鮮・韓国に影響を与えた当時の日本の思想家にも見られるところであるが、中国でも康有為や梁啓超はいずれも進化論者として知られている人物であるし、孫文の場合も既述の引用部分に現れているように、進化論に則った叙述が多くみられる。進化思想は、基本的に西洋モデルを進化型とするという発想に基づいており、それが故に帝国主義に対する絶対的な否定に至り得ないという問題を抱えている。康有為の大同思想は儒教的要素が強かったし、孫文は西洋の三権分立を補完し、考試権・監察権を加えた中国的な五権分立を提示した。しかし、かれらは、基本においていずれも西洋モデルを棄てることはなかったし、西洋モデルこそが当時のかれらにとって近代化の本質的意味だったのであった。そして、韓国の臨時政府はその路線を強く継承している。

またここでは、社会主義的発想もが進化思想と融合している。三均主義については、社会主義的発想が組み込まれていることを述べた。本来、西洋社会で進化論が思想的に淘汰された理由の一つには、現実社会における資本主義の行き詰まりとマルクス主義の台頭があったといわれている。しかし、三均主義には、適者生存の進化的発想を発展させながら、社会主義を取り入れているという特徴がみられる。前述の最も明白に三均主義路線を表わしたとされる1941年の大韓民国建国綱領は、「わが国の建国精神は三均制度に歴史的根拠をおく」とし、その具体的内容について「社会各層級の智力と権力と富力の享有を均平にし、国家を振興しつつ、泰平を維持することである。弘益人間と理化世界を作ろうというのがわが国の最高公理である」と述べるとともに、民族の革命意識を喚起し、独立を勝ち取る「復国」の時期とその後の「建国」の時期に分けて段階的な活動の指針を示している。これは歴史的進化発展によって安定した国家建設に至ろうという見方であるが、その際、臨時政府の設立に関して「わが民族の自力で異族専制を転覆し、5000年の君主政治の旧殻を破壊し、新しい民主主義制度を建立し社会の階級を消滅する第一歩の着手であった」という表現で説明がされていることは、マルクス主義的階級史観に近い性格を示すものである。この時期の趙素昂の思想の中では、特に、異民族支配のくびきのなかで民族的階級性を自覚したとして、独立の理念が民族的階級意識に基づく均等主義の実現と結び付けられており、社会主義の階級闘争の論理を強大民族に対する弱小民族の独立革命に転用する論理が見受けられる。この点は、孫文も類似している。孫文は民生主義について、物種（生物）の進化の法則は競争原則によるが、人類進化の法則は相互扶助によってこそ集団としての社会の適者生存が可能となるという理解を示し、かつその一方で民族主義を主張した。

そもそもマルクス主義自体に、段階的な発展図式に基づく歴史観があることを考えるならば、進化論とマルクス主義には接合しやすい要素があるともいえる。しかし、孫文や趙素昂にみられる論理は、国境を越えた普遍性を標榜するマルクス主義的階級闘争の論理とは異なる。この点は、冒頭に挙げた東アジアにおける進化論受容のひとつの特徴を浮かび上がらせ

るように思われる。それは、かれらの視点が国家ないし民族の強化にあったということである。そこでは、「万国の労働者の団結」よりは、国民ないし民族内部の団結が重視されている。民族的階級闘争にあるのは、資本家を排除して労働者の社会を作ろうというような論理ではなく、強大な民族に打ち勝って自分たちも強くなろう、追いつこう、という論理である。先に述べたように、帝国主義的支配を根底から否定しきれないという問題をかれらの論理は抱え続けた。こうして、「適者生存」、「自然淘汰」といった進化論的表現を否定しないまま、平等原理を掲げるという、進化論と社会主義の奇妙な融合が生まれたのであった。

だが、民族あるいは国家中心の思考は、個人の自由の視点が弱いという特徴も示す。西洋でスペンサーらの進化論が持ちえた意義、すなわち自由放任の擁護という視点は、東アジアではそもそも薄弱であった。このことは、臨時憲章で既に表明されていた人権保障が、臨時政府憲法で具体化される過程で、法律の留保を含むようになるということ、また、土地の国有化や参政権規定、無償教育のような三均の原理を具体化する規定が充実する一方で、その後第4次改憲までは個人の自由についての規定には触れられなかったという状況にも反映しているように思われる。

3 日本の影響の残滓と光復後

以上、臨時政府の思想を採り上げてきたが、結局のところ、臨時政府の自力の独立は達成されずに終わった。自らの手で独立を獲得することなく終わった韓国の建国理念は、極めて中途半端な結末を迎えることになったのである。

結果として、植民地解放後の韓国憲法はどうなったのか。

1948年の制憲憲法は、冒頭に述べたように、その前文で「……己未三一運動によって大韓民国を建立し世界に宣布した偉大な独立精神を継承し、いま民主独立国家を再建するにあたって……」と述べて、独立運動時代と新政権との継続性を重視している。この点に関連して、制憲憲法の草案起草者兪鎮午は、のちに当時を回想して、「制憲憲法草案を起草するとき、大韓民国臨時憲章と大韓民国建国綱領の理念を制憲憲法に反映しようと多くの努力を払った」⁽⁴²⁾と述べている。この兪鎮午は、当時韓国人で唯一の憲法学者といわれた人物であったが、京城帝国大学で日本的教育を受けたエリートであった。

そもそも、独立運動が中国に傾斜しつつ展開されてゆく一方で、日本の植民地支配はもちろん、韓国に大きな影響を残すことになっていった。憲法分野では、1907～8年に相次いで憲法の教科書が出版されたが、これらのほとんどは日本に学んだ留学生たちが日本で聞いた講義をほぼ翻訳する形で出版したものだ。穂積八束、有賀長雄、高田早苗、副島義一といった当時の日本の憲法学者の講義がその内容にあたる。こうして韓国では、憲法学が導入された当初から、日本の憲法学をほぼそのまま受容するという状況が生まれたのであった。この状況は35年にわたる植民地時代を通して継続した。韓国人のエリートたちは日本か京城帝国大学で法学を学んだため、日本の支配に対して批判的な者も否応なく日本的な憲法学の洗礼を受けることとなったのである。兪鎮午はそうした韓国人エリートの典型ともいえた。かれ自身は、当初、日本の憲法学を学ぶ気にはならず、法哲学を学んだと自ら述懐している

ように⁽⁴³⁾、日本の憲法論に批判的で、ドイツの国法学の教科書などで独学もしていたようであるが、そのドイツへの関心も、所詮日本の憲法学を通じてのものという部分が強かった。とすれば、戦後の憲法のアイデンティティはやはり臨時政府の思想に求めざるを得なかったといえる。

しかし、他方で当時の状況では、臨時政府の思想をそのまま取り入れるのには、限界があった。そもそも臨時政府の内部が一枚岩でなかったことはその基盤を強化できず、戦後も重要な役割を果たせない状況につながり、南北の分断統治の下では、統一国家を望む臨時政府系の人々は、米軍の反共政策のなかで次第に淘汰されていった。

さらに米国が反共主義者李承晩を支持したことで、土地の国有化にみられるような三均主義のなかの社会主義的要素は払拭されてゆくこととなった。では、結果的に何が残されたのか。先に見たように、進化論と社会主義との融合、自由より平等の獲得、個人より民族や国家の平等に力点があったというのが三均主義の特徴であったとすれば、そこから社会主義的要素を除いたときに残るのは、国際社会における平等な地位を獲得するための民族主義的国家の強化、生存競争に生き残るための進歩主義的発想である。しかし、これはそもそも既に植民地支配以前から提起されていた路線であった。こうして戦後の韓国はいわば再び近代化のスタート地点に立たされることになったのであった。

おわりに

進化論は、東アジア三地域において、それぞれ違った道程を導き出した。いち早く国権強化に成功した日本においては、それは帝国主義的国力の拡張となって現れた。上からの近代化が十全に機能しなかった中国においては、民権と国権の相乗的発展が主張されて、革命運動へと発展した。同じく近代化を達成できず、さらに日本の支配下におかれた韓国は、進化＝自立強化の展望を中国の思想に見出しつつ、独立運動を展開したのであった。

しかし、韓国が日本や中国と決定的に違うのは、韓国人の独立運動は十分な成果を上げずに終わったという点である。最終的に自強を自らの手で達成できず、他者の手により独立を得たことは、かれらにある種の屈折感を残すことになった。1948年の制憲憲法以来、度重なる改正を経るなかで、韓国憲法はその前文で常に3・1運動以来の精神の継承を謳い続けてきた。これは、戦後、帝国主義・軍国主義の過去を払拭しようとした日本、革命により新体制を構築した中国とは、対照的である⁽⁴⁴⁾。独立運動・臨時政府以来の歴史的継続性を重視することは、裏を返せば、そこにしか国家の支柱を見出しえなかったという韓国の問題性を示している。制度的にも学問的にも、植民地時代に植え付けられた日本の影響は実質的には韓国に強く残っていた。しかし、それらはかれらにとっては否定すべきものであった。では、独立運動や臨時政府を支えた思想はどうだったのか。先にみた三均主義には、理気説や檀君神話のような伝統的要素も含まれている。けれども、三均主義が近代国家建設の実践的理論として機能してゆく上で、そうした要素は次第に背後へと押しやられることになった⁽⁴⁵⁾。その結果、歴史的継続性を謳うことによって、戦後韓国の支柱の基礎に残ったのは、日本や中国を経由して継受された進化論的自強の世界観であった。この世界観は、しかしな

がら韓国独自のものではない。

先に三均主義から社会主義的要素を除いたときに残るのは、「国際社会における平等な地位を獲得するための民族主義的國家の強化、生存競争に生き残るための進歩主義的発想である」と書いた。周知のように、戦後の韓国は、強権政治と民主化運動の長い道のりのなかで、民族主義的要素を強く維持しつつ、自強のための進路を模索し続けるのだが、その背景にはこうした韓国の「近代経験」があったと考えられる。その意味では、むしろ、独自の国家原理を確定できないままに船出した戦後の発展の過程こそが、韓国の「近代化」の過程であるというべきなのかもしれないということを附言して、この小論を閉じることとする。

注

- (1) ここで、「朝鮮」、「韓国」の名称は、1897年の大韓帝国以降を「韓国」、それ以前の朝鮮王朝時代を「朝鮮」と略称して用いている。
- (2) 東アジアにおける進化論の役割に関する私見を述べたものとして、拙稿「東アジアにおける西洋法思想受容と進化論」北大法学論集第54巻第6号173頁以下。
- (3) 脱亜論で知られる福澤であるが、朝鮮・韓国の留学生たちがまずは慶應義塾に送り込まれるという状況はこの頃からその後長く1900年代まで続いている。
- (4) 紳士遊覧団についていえば、これに随行した兪吉濬、柳定秀、尹致昊の三人が留学生として日本に残り、そのうち兪吉濬、柳定秀の二人が慶應義塾に学び、尹致昊が中村正直の同人社で学んだのであった。
なお、福澤と朝鮮人士との関係は、1879年に金玉均・朴泳孝の指示で密航して日本に来た開化派の僧侶、李東仁との接触から始まるといわれ、その後、1880年代に金玉均や朴泳孝と親交を結んだことが留学生を慶應義塾に送り込むこととなったといわれている。そもそも開化派の指導者たちは自国の改革のために日本や中国を研究しており、そのなかで金玉均らの急進開化派は日本における近代化や富国強兵政策に特に興味を抱いたのであった。
- (5) ここでは詳しく触れられないが、もちろん、この時代、朝鮮半島に近代思想を持ち込み、啓蒙したのは、中国や日本に学んだ者ばかりではない。アメリカに渡った徐載弼、尹致昊に代表されるような親米開化派と呼ばれる一派もいた（親米開化派については、韓哲昊『親米開化派研究』国学資料院1998年、等、参照）。皇帝高宗がロシア公使館に逃げたいいわゆる俄館播遷以後、親日開化派が勢力を失ってから、大韓帝国の末期には、代わってこの親米開化派が近代化のための重要な一翼を担った。かれらは、「独立新聞」発刊を支援し、独立協会を創設して民権保障、議会制導入の主張を展開している。但し、かれらが主張したのも、王政の下での改革であり、法制度整備であったという点では、親日開化派と決定的な相違があったわけではなかった。
- (6) 愛国啓蒙雑誌のうち、日本で作られた留学生団体の発行した雑誌の思想に関しては、拙稿「韓国立憲國家論の源流——一九〇五～一九一〇年の留学生雑誌を素材に——」樋口陽一・上村貞美・戸波江二編『栗城壽夫先生古稀記念 日独憲法学の創造力』下巻信山社2003年159頁以下、参照。
- (7) 梁啓超が韓国の思想に与えた影響については、佐々木充昭「韓末における『強権』的社会進化論の展開」朝鮮史研究会論文集第40集183頁以下に詳しい。当時、梁啓超の論説を掲載した韓国の雑誌記事、かれの著作の韓国語訳文献も網羅的に調査され、紹介されている。
- (8) 梁啓超の思想については、狭間直樹編『共同研究 梁啓超—西洋近代思想受容と明治日本』みすず書房1999年、慎連埈「동아시아 3 국의 社会進化論受容에 관한 研究—加藤弘之、梁啓超、申采浩의 사상을 중심으로—」(ソウル大学大学院外交学科博士学位論文)1990年、土屋英雄編『現代中国の人権—研究

と資料一』信山社 1996 年 36 頁以下、等、参照。

- (9) 当時、独立運動の志士たちのみならず、土地を失った農民たちも国外へ流出するという状況が起こっていた。
- (10) なお、ウィルソンの「14 か条」と民族自決主義の関係、およびそれに対する韓国人の反応については、長田彰文『日本の朝鮮統治と国際関係—朝鮮独立運動とアメリカ 1910-1922』平凡社 2005 年 67 頁以下が従来の定説について詳細な分析を加えている。
- (11) これらの内容については、金榮秀『韓国憲法史』学文社 2000 年 218 頁以下に詳しい。
- (12) 金榮秀前掲『韓国憲法史』245 頁に、各臨時政府の構成員氏名が掲載されているが、李承晩、安昌浩、李東輝などは、どの臨時政府にも名を連ねている。
- (13) 韓国では、大韓帝国時代の 1899 年に、「大韓帝国制」という国家の基本法が作られたが、全文 9 条しかないその内容は、絶対的な君主の権限を謳ったもので、近代的な憲法といえるものではなかった。
- (14) 金榮秀前掲『韓国憲法史』254 頁、参照。
- (15) 1919 年 9 月 11 日の大韓民国臨時政府憲法の全文（全 58 条）は、金榮秀前掲書『韓国憲法史』873 頁以下、参照。また 1912 年の中華民国臨時約法は、横山英編訳『ドキュメンタリー中国近代史』亜紀書房 1973 年 122 頁以下に、全 56 条の翻訳が出ている。

両者の構成をみると、

中華民国臨時約法

- 第 1 章 総綱
- 第 2 章 人民
- 第 3 章 参議院
- 第 4 章 臨時大總統 副總統
- 第 5 章 國務員
- 第 6 章 法院
- 第 7 章 附則

大韓民国臨時憲法

- 第 1 章 総領
- 第 2 章 人民の権利と義務
- 第 3 章 臨時大統領
- 第 4 章 臨時議政院
- 第 5 章 國務院
- 第 6 章 法院
- 第 7 章 財政
- 第 8 章 補則

となっており、若干の相違はあるものの、かなり類似している。また各章のなかの条文構成にも類似がみられる。

- (16) 現行の大韓民国憲法前文、参照。
- (17) 以下に、大韓民国臨時憲章の全文を挙げておく。
- 第 1 条 大韓民国は民主共和制とすること
 - 第 2 条 大韓民国は臨時政府が臨時議政院の決議によってこれを統治すること
 - 第 3 条 大韓民国の人民は男女貴賤及び貧富の階級が無く一切平等であること
 - 第 4 条 大韓民国の人民は信教言論著作出版結社集会信書住所移転身体及び所有の自由を享有す

ること

第5条 大韓民国の人民として公民資格の有る者は選挙権及び被選挙権が有ること

第6条 大韓民国の人民は教育納税及び兵役の義務が有ること

第7条 大韓民国は神の意思によって建国した精神を世界に發揮し、進め、人類の文化及び平和に貢献するために国際連盟に加入すること

第8条 大韓民国は旧皇室を優待すること

第9条 生命刑身体刑及び公娼制を全廃すること

第10条 臨時政府は国土回復後満一年内に国会を召集すること

- (18) 但し、第8条では、「旧皇室の優待」が掲げられている。この点は、民主共和制への志向が日本の帝国主義に対する批判という側面を含むにしても、韓国内の君主制に対する批判という意味をもつものではなかったことを窺わせるものである。ここではこの点を詳しく分析することはできないが、韓国の歴史的体制転換のなかでのひとつの論点であることを指摘しておきたい。
- (19) この臨時議政院について、呉世昌「大韓民国臨時議政院의 役割」國史編纂委員會編『韓国史論10』第二版國史編纂委員會1983年27頁以下、参照。
- (20) 大韓民国臨時政府の政綱の内容は、金榮秀前掲『韓国憲法史』872頁、参照。
- (21) 趙素昂の生涯については、三均学会編『素昂先生文集』下卷율불사1979年481頁以下の「年譜」、参照。
- (22) 大韓興学会は、それまでいくつにも分かれていた留学生団体を統合するものとして、1909年に設立された。『大韓興学报』という雑誌をほぼ毎月刊行していたが、抗日的性格が強かったといわれ、1910年に日本の手によってその活動の中止を余儀なくされている。
- (23) 1919年2月に満州で発表された「大韓独立宣言書」の全文は、三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻229頁以下、参照。
- (24) 趙素昂「回顧」三均学会編前掲『素昂先生文集』下巻167頁、参照。
- (25) 趙素昂は1927年に三均主義を公式に発表したといわれている（金鎬逸「大韓民国臨時政府의 教育思想—建国綱領에 나타난 三均主義를 中心으로—」國史編纂委員會前掲『韓国史論10』186頁、「年譜」三均学会編前掲『素昂先生文集』下巻495頁、参照）。
- (26) 三均主義はそれまで韓国独立党の党綱であったが、1941年11月に臨時政府が正式に採択し、建国綱領として公布した（金鎬逸前掲「大韓民国臨時政府의 教育思想」187頁、「年譜」三均学会編前掲『素昂先生文集』下巻504頁、参照）。
- (27) この点について、朴海憲「大韓民国臨時政府의 建国思想—三均主義의 理論体系—」石堂論叢第21輯347頁以下、等、参照。
- (28) 1906年の「民報」一周年記念大会における孫文の講演は、一般に「三民主義と中国民族の前途」ないし「三民主義と中国の前途」という題名が付けられているが、これはのちに付けられたタイトルで、「三民主義」の名称が確立するのは、1910年頃のことであるといわれている（小野川秀美・貝塚茂樹「孫文と毛沢東」『世界の名著 64 孫文 毛沢東』中央公論社1969年7頁、参照）。
- (29) 以上の孫文や戴季陶との関係について、洪善憲『趙素昂思想—三均主義의 定立斗 理論体系』太極出版社1975年43頁、参照。
- (30) 孫文「三民主義」前掲『世界の名著 64』74頁。「世界主義を提唱すべきだ」という考えに対し、孫文は「こういう道理は、いじめられている民族の口にすべきことではない。われわれいじめられている民族は、どうしてもまず、われわれ民族の自由にして平等な地位を、回復しなければならない。そのうえではじめて、世界主義を口にする資格があるのです」（同133頁以下）と述べている。
- (31) 孫文からの影響を指摘するものとして、朴海憲前掲「大韓民国臨時政府의 建国思想」363頁、洪善憲前掲『趙素昂思想』42頁以下。但し、洪善憲によれば、1920年以降、趙素昂は三民主義に批判的になっ

- ており、三民主義を超えたより進歩的な路線をとるようになっている（洪善憲前掲『趙素昂思想』44頁）。
- (32) この宣言書は、中国在在の韓国人に対する支援を求めて南京国民会議に出されたものであり、趙素昂が起草した。原文は、大韓民国文教部国史編纂委員会編『韓国独立運動史 資料2 臨政篇II』探求堂（翻刻発行）1971年216頁以下、参照。
- (33) 「国民政府建国大綱」の日本語訳は、及川恒忠撰『支那政治組織の研究』啓成社1933年451頁以下、参照。
- (34) この点を指摘するものとして、金榮秀「三均主義と 憲法精神」三均主義研究論集 VII49頁。
- (35) 趙素昂（嘯印生）「学生論（上）」大韓興学報第4号13頁（『大韓興学報』は、亜細亜文化社から韓国学文献研究所編『韓国開化期學術誌』シリーズの一つとして1978年に復刻版が出ている）。
- (36) 山口一郎「康有為（一八五八—一九二七）」東京大学中国哲学研究室編『中国の思想家』下巻 勁草書房1963年745頁以下、参照。
- (37) 山口前掲「康有為（一八五八—一九二七）」746頁以下、参照。なお、康有為と公羊学の比較分析は竹内弘行『中国の儒教的近代化論』研文出版1995年67頁以下に詳しい。
- (38) 坂出祥伸『大同書』明德出版社1976年、参照。
- (39) 趙素昂「韓国独立党 党義解釈」三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻1979年222頁。
- (40) 秋憲樹「大韓民国臨時政府と中国の闘い 関係」国史編纂委員会前掲『韓国史論10』284頁以下、参照。
- (41) 重慶臨時政府に関しては、黄苗嬉『重慶 大韓民国臨時政府史』2002年景仁文化社、等、参照。
- (42) 金榮秀前掲『韓国憲法史』405頁。
- (43) 兪鎮午『憲法起草回顧録』一潮閣1980年5頁、参照。
- (44) 中国についていえば、中華人民共和国憲法の「序言」には、辛亥革命等についての言及もある。しかしそこでは、思想的継続性が重視されているというよりはむしろ、過去の思想、革命を経て新しい段階に到達してゆく過程が重視されている。
- (45) 三均主義の詳細について、ここでは触れることができなかった。趙素昂は「韓国独立党党義研究方法」（1932～35年頃に韓国独立党党員に配布するために書かれたと推定されている。三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻196頁以下に所収。）の中に、以下のような図表を載せ、三均主義に則った党義を説明している。この図表には朱子学的な世界観が如実に現れているようであるが、その後の党義の説明や1941年の大韓民国建国綱領には「弘益人間」、「理化世界」といった表現はみられるものの、朱子学等の伝統思想を示す表現はほとんど用いられていない。

[党義図説 内方図]

